

埼玉県中学校体育大会出場規定

- 第 1 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する場合は、すべてこの規定によるものとする。
- 第 2 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する場合は、次の事項を厳守しなくてはならない。これらの事項のいずれかが守られてない場合は出場を認められない。
- (1) 大会の申し込みは、所定の様式にしたがって記載し、参加費を添えて、学校長の責任において（校長印捺印）提出するものとする。
 - (2) 大会の申し込みは、定められた期日、時刻（代表者会議）までに、所定の宛先に提出する。
 - (3) 代表者会議への出席は、出場校の校長・教員・部活動指導員*1（以下、指導員）とする。
（以下、支援員）とする。
 - (4) 参加者は、各大会の要項に従い選手資格、チームの編成及び登録選手の変更等を厳守する。なお、一大会における同一競技の参加は、地区予選も含め、1度のみとする。
 - (5) 大会申し込みの後、参加校の事由により欠場する場合は、大会開始前に必ず大会本部（専門委員長）に連絡する。
 - (6) 大会当日、定められた時間内に校長・教員・指導員又は、校長が認めた保護者が受付を完了する。
 - (7) 大会へ出場する選手及び応援生徒の引率は校長・教員・指導員とする。
 - (8) 個人種目へ出場する生徒の引率は、校長が認めた保護者としてすることができる。
 - (9) 開会式（開始式）には、原則として大会参加者全員が参加するものとする。
 - (10) 合同チームによる大会参加規程により合同チームによる大会参加を認める。
 - (11) 特別支援学校中学部生徒、朝鮮初・中級学校の中学校生徒の大会参加は「盲・ろう・養護学校生徒の埼玉県中学校体育大会への参加について」並びに「朝鮮初・中級学校の埼玉県中学校体育大会の参加について」の覚書による。
- * 1) 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
- 第 3 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会とは、おおむね次のものである。
- (1) 学校総合体育大会
 - (2) 新人体育大会兼県民総合体育大会
 - (3) 通信陸上競技県大会
- 第 4 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会の運営は、各種目別専門部の規定により行うものとする。
- 第 5 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する各校は、次の事項に留意する。
- (1) 会場内（試合場、応援見学席）における選手ならびに応援見学者の掌握
 - (2) 試合場における選手のマナー
 - (3) 会場内における応援見学者のマナー
 - (4) 会場内外の整備や施設利用のきのり
 - (5) 大会運営への協力
 - (6) その他、教育活動としての配慮
- 第 6 条 大会規定に無い不測の事態が生じた場合は、大会本部の協議によりこれを処理する。
- 付 則 本大会規定は昭和52年2月22日より施行する。
- | | |
|----------------|----------------|
| 昭和59年4月18日一部改正 | 平成18年4月26日一部改正 |
| 平成9年4月25日一部改正 | 平成19年4月25日一部改正 |
| 平成10年4月24日一部改正 | 平成27年4月22日一部改正 |
| 平成14年4月24日一部改正 | 平成29年4月26日一部改正 |
| 平成15年4月25日一部改正 | 平成30年4月25日一部改正 |
| 平成16年4月23日一部改正 | |

埼玉県中学校体育連盟拠点校部活動参加規程

1 趣旨

部活動を取り巻く環境条件が変化する中で、埼玉県内の中学生に運動やスポーツの楽しさや喜びを味わわせる機会を広く保障し、中体連主催大会に出場できるようにするためのものである。

拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、同一市町村内の中学校が拠点となり、他校の生徒を受け入れ、活動を共にするものである。

学校の設置者（市町村）が事業主体となり、運動部活動に参加したい生徒の救済事業とする活動であり、勝利至上主義のためのものではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記3「実施のための条件」を満たしていること。

2 事業主体と実施主体について

事業主体：市町村教育委員会または県教育委員会（以下事業主体とする）

実施主体：公立中学校・義務教育学校

3 実施のための条件

【拠点校として】

- (1) 事業主体が認めた学校であること。
- (2) 計画的・継続的に練習が行われていること（日常的に練習の事実があること）。
- (3) 埼玉県中学校体育連盟に加盟していること。

【参加生徒・保護者として】

- (4) 拠点校の部活動規定・生活指導等のルールに合意していること。

【支部として】

- (5) 拠点校のある支部が認定し、支部大会の参加を認めるとともに、県大会の参加規程に合致し、出場が認められていること。

【参加する学校として】

- (6) 拠点校の引率・監督は、校長が認めた者であること（校長・教員・部活動指導員・校長が承認した外部指導者）

4 安全管理

- (1) 在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- (2) 活動中は拠点校顧問の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 拠点校の申請については、支部ごとに取りまとめ、申し出のあった拠点校について、各支部長から県中学校体育連盟事務局へ申請する。（様式1）
- (2) 本規程以外に、他の必要事項がある場合、本連盟の専門部等で検討し、各競技大会要項に記載する。
- (3) 拠点校名は各校の連名を原則とし、先頭に拠と明記する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

埼玉県中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格等の特例について

大会参加は学校単位が原則であるが、（公財）日本中学校体育連盟が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。以下特例及び各競技部細則により条件を示す。

1、埼玉県中学校体育大会の参加を認める条件

(1)【大会理念の遵守尊重】

埼玉県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

(2)【年齢制限】

生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。

(3)【団体登録】

当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県・市町村競技団体に登録されている県内地域クラブとする。

(4)【大会参加申請】

①埼玉県中学校体育連盟事務局へ大会参加申請を行い、認定されていること。

②地域クラブ活動から大会に参加する場合は、令和7年4月2日(水)～4月18日(金)までに、県中体連各競技専門部に対し、参加申請手続きを行うこと。(様式1・2及び競技細則により指定されている書類)

③1年間同じ所属で埼玉県中学校体育大会(学校総合体育大会・新人体育大会)に出場することを原則とする。ただし、団体競技において、人数減少によりチームが組めない、または転校により在籍する学校に希望する部活動がない等やむを得ない事情がある場合にはその限りではない。

④追加登録申請期間については、下記のとおりとする。

ア 新人体育大会兼県民総合スポーツ大会・駅伝競走大会【7月2日(水)～7月18日(金)】
イ 冬季競技(スキー・スケート・アイスホッケー)【10月1日(水)～10月17日(金)】

⑤申請後、認定された場合には、県中体連から認定通知を送付する。

⑥登録有効期間は、認定日から3月31日までとする。登録料・事務手数料として、3,000円を県中体連に納入する。

(5)【活動状況の要件】

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁発出)の「Ⅱ 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5) 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

(6)【大会運営への協力】

予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

(7)【重複参加の禁止】

地域クラブ活動で埼玉県中学校体育大会に参加する場合、在籍校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

【実施要項】資料3

2、埼玉県中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

(1)【開催基準・申し合わせ事項の遵守】

埼玉県中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(2)【事前会議の出席、選手引率の責任】

地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が代表者会議に必ず出席するとともに、大会当日生徒を引率すること。ただし、支部代表者の参加により行う競技の代表者会議については、その限りではない。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(3)【団体ごとのチーム数制限】

① 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

② 地域クラブ活動の合同チームによる参加は認めない。

(4)【登録地域と予選への参加】

地域クラブ活動が出場を希望する場合は、申請用紙に競技団体に登録している市町村を記入する。支部大会がある場合には、登録市町村から出場する。

3、参加を認めない場合

(1) 埼玉県中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽がある場合は参加を認めない。また、申込後に虚偽が判明した場合は参加資格を取り消す。

4、その他

(1) この特例に則り、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を策定する。

(2) この特例および競技細則は、年度毎に更新していくこととする。

付則 この特例は令和5年4月1日より適用する。

令和6年4月1日一部改正

令和7年度
埼玉県中学校体育連盟主催バドミントン競技会における
地域クラブ活動の大会参加について（連絡）

埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部
埼玉県バドミントン協会中学の部

1. 埼玉県中学校体育連盟より

◎地域クラブ活動の大会参加資格等の特例について

大会参加は学校単位が原則ですが、令和5年度に、(公財)日本中学校体育連盟が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認めています。今年度が3年目になります。

登録申請受付の窓口は、埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部地域クラブ担当者（越谷市立栄進中学校：関根冬藏）になります。また、今年度初めて登録申請をする場合は新規登録となります。昨年度、既に登録申請済みの場合も今年度更新登録が必要になります。

◎出場を希望する団体は下記の資料等を必ずご確認ください。

埼玉県中学校体育連盟のホームページ <https://www.saitama-chuutairen.jp/>
令和7年度版『地域クラブ活動の大会参加資格等の特例について』掲載

(1) 解説動画（※音声あり） <https://youtu.be/0UH1UbnFtyU>

(2) 埼玉県中学校体育連盟より

- ①埼玉県中学校体育大会参加資格の特例について
- ②R7 地域クラブ活動大会参加申請・登録の流れ
- ③R7 地域クラブ活動の登録の流れ【学校】
- ③受付窓口担当者一覧表

【重要】 申請受付窓口が埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部担当者（関根冬藏）

※登録料・事務手数料 3,000 円

(3) 埼玉県中学校体育大会参加申請様式 **※バドミントン専用のファイルを使用してください。**

- ①【様式1】地域クラブ活動 大会参加登録申請書
- ②【様式2】同意書
- ③【様式3】地域クラブ活動 大会参加申請書（学校用）
- ④【様式4】申請書 ※学校保管

(4) 埼玉県中学校体育連盟 各競技専門部細則

- ①R7 地域クラブ参加大会一覧.pdf
- ②R7 競技専門部細則（バドミントン）

(5) 令和7年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則
（日本中学校体育連盟、令和6年10月11日発出）

【実施要項】資料4

2. 埼玉県中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格等の特例について

大会参加は学校単位が原則であるが、(公財)日本中学校体育連盟が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。以下特例及び各競技部細則により条件を示す。

1. 埼玉県中学校体育大会の参加を認める条件

(1) 【大会理念の遵守尊重】

埼玉県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

(2) 【年齢制限】

生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

(3) 【団体登録】

当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県・市町村競技団体に登録されている県内地域クラブとする。

(4) 【大会参加申請】

①埼玉県中学校体育連盟事務局へ大会参加申請を行い、認定されていること。

②地域クラブ活動から大会に参加する場合は、令和7年4月2日(水)～4月18日(金)までに、県中体連各競技専門部に対し、参加申請手続きを行うこと。(様式1・2及び競技細則により指定されている書類)

③1年間同じ所属で埼玉県中学校体育大会(学校総合体育大会・新人体育大会)に出場することを原則とする。ただし、団体競技において、人数減少によりチームが組めない、または転校により在籍する学校に希望する部活動がない等やむを得ない事情がある場合にはその限りではない。

④追加登録申請期間については、下記のとおりとする。

ア 新人体育大会兼県民総合スポーツ大会・駅伝競走大会 【7月2日(水)～7月18日(金)】
イ 冬季競技(スキー・スケート・アイスホッケー) 【10月1日(水)～10月17日(金)】

⑤申請後、認定された場合には、県中体連から認定通知を送付する。

⑥登録有効期間は、認定日から3月31日までとする。登録料・事務手数料として、3,000円を県中体連に納入する。

(5) 【活動状況の要件】

『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月スポーツ庁発出)の「II 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5) 適切な休養日等の設定」を遵守していること。

(6) 【大会運営への協力】

予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

(7) 【重複参加の禁止】

地域クラブ活動で埼玉県中学校体育大会に参加する場合、在籍校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

2. 埼玉県中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

(1) 【開催基準・申し合わせ事項の遵守】

埼玉県中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(2) 【事前会議の出席、選手引率の責任】

地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が代表者会議に必ず出席するとともに、大会当日生徒を引率すること。ただし、支部代表者の参加により行う競技の代表者会議については、その限りではない。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(3) 【団体ごとのチーム数制限】

① 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

② 地域クラブ活動の合同チームによる参加は認めない。

(4) 【登録地域と予選への参加】

地域クラブ活動が出場を希望する場合は、申請用紙に競技団体に登録している市町村を記入する。支部大会がある場合には、登録市町村から出場する。

3. 参加を認めない場合

(1) 埼玉県中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽がある場合は参加を認めない。また、申込後に虚偽が判明した場合は参加資格を取り消す。

4. その他

(1) この特例に則り、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を策定する。

(2) この特例および競技細則は、年度毎に更新していくこととする。

付則 この特例は令和5年4月1日より適用する。

令和6年4月1日一部改正

【実施要項】資料4

3、埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部『地域クラブ活動細則』（令和7年度）並びに補足説明

* 参加を認める種目

- (1) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。
- (2) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することができる。
- (3) 参加定数

- ①地域クラブ活動地区予選会：地域クラブ活動地区予選会出場チームによる代表者会で定めた数
- ②県大会：埼玉県中学校体育連盟並びにバドミントン専門部が定めた地域クラブ活動地区の定数

* 団体登録する市町村

- (1) 所属中学生の多くが通う中学校のある地区とする。
 - (2) 練習会場のある地区とする。
- ※長期的に活動することを踏まえて、上記、(1) または (2) を選択する。

1 地域クラブ活動の要件

- (1) 地域クラブ活動の所属員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。

*所属員である代表者・事務担当者（管理者）・指導者・所属中学生は、協会登録・令和7年度年会費支払済であること。

- (2) 地域クラブ活動の認定について

- ①長期的に地域クラブ活動の活動を行う意志があること。
*今まで地域で活動してきた実績があること。または、今後、長期的に地域で活動する予定であること。
 - ②会員は、日常継続的に練習に参加していること。ビジターの選手登録は認めない。また、代表者・事務担当者（管理者）・指導者の地域クラブ活動への名前貸し登録は認めない。
*所属中学生は、当該地域クラブ活動において、1週間の中で、平日・休日含めて複数回活動していること。（平日複数回は可、休日のみは不可）
 - ③地域クラブ活動は、団体登録の申請時に下記の書類を提出すること。
 - ア. 規約 *適切な組織の運営を行っていること。
 - イ. 月間活動計画書 *適切な休養日等を設定していること。
所属中学生個々の平日・休日の参加活動状況を明記すること。
 - ウ. 会計報告書（会計予算書） *適切な会計処理を行っていること。
 - エ. スポーツ傷害保険等の契約状況
*令和7年度保険料支払い会員名が明記されている文書・データのコピー等を提出。
 - オ. 会費集金一覧表の写しを提出すること。*会員の会費支払状況が明記されていること。
- *更新（令和6年度登録済）の地域クラブ活動
イ. ウ. については、前年度のもの又は新年度のもの。エ. オ. については、新年度のもの。
*新規（令和7年度初めて登録）の地域クラブ活動
イ. ウ. エ. オ. については、新年度のもの。

※中学生会員の所属状態（保険加入・会費支払）・参加活動状況（活動計画書）が明確に判別できるようにすること。

- (3) 地域クラブ活動団体名の名称について

- ①地域クラブ活動は、下記の団体名の名称を用意すること。
 - ア. 正式名・フリガナ *漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角
 - イ. 協会登録用の名称とフリガナ、
*漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角
 - ウ. 大会プログラム用 *漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角
 - エ. 背面ゼッケン用 *プログラム対戦表用と同じ名称とする

- ②次の点に注意すること。

- ・埼玉県の中で同一名称がないこと。
 - ・公序良俗に反しないこと。
 - ・誤解を招く名称は避けること。
- *上記に該当する場合は、埼玉県バドミントン協会中学の部・県中体連で検討し、名称を変更する。

- (4) 地域クラブ活動は、団体登録の申請前に、『埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部（埼玉県バドミントン協会中学の部）』HP (<http://www.saibad.com/chuugaku/chuugaku.html>) より、
【★令和7年度 埼玉県中学バドミントン 地域クラブ活動チーム版 申請ファイル【中学の部・中体連】版】ファイルをダウンロードし、日本バドミントン協会（埼玉県バドミントン協会）の団体登録手続きを行うこと。（4月2日にweb掲載予定）

2 『指導資格を有する指導者』の資格要件について

- (1) 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること）
 →未取得者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）の取得予定時期を報告すること。
 または、県大会開催時に、認定講習会又は審判講習会を実施するので参加すること。

*** 令和7年度公認審判資格認定講習会・審判講習会のお知らせ**

①埼玉県バドミントン協会 HP 『2025 競技審判委員会のページ』

<http://www.saibad.com/office/shinpan/index-2.htm>

②埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部（埼玉県バドミントン協会中学の部）HP

『令和7年度 公認審判資格認定講習会について』 予定

<http://www.saibad.com/chuugaku/chuugaku.html>

③令和7年度学校総合体育大会県大会バドミントン競技会で公認審判資格認定講習会または審判講習会を開催予定。

- (2) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）

→日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格の取得予定時期を報告すること。

・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。

・コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。

*** 令和7年度に埼玉県内でも公認スポーツ指導者（バドミントン）資格取得のための講習会を実施予定。4～5月中旬に、案内予定。**

3 埼玉県大会参加申込の際の要件

- (1) 監督は、当該地域クラブ活動の所属員（代表者・事務担当者・指導者）とする。

*** 県大会において、団体戦でベンチ入りできるのは、参加申込書に記載された監督のうち3名まで、選手5～8名のみ。コーチ席入りできるのは、ベンチ入りした団体戦登録選手・監督の中から2名まで。2コート以上で試合を行っている場合は、それぞれのコートのコーチ席に2名までベンチ入りしている者が入ることができる。個人戦でコーチ席入りできるのは、当該クラブ中学生（男女問わず）・参加申込書に記載された監督の中から2名まで。**

- (2) 地域クラブ活動の構成員（代表者・事務担当者・指導者）が県大会に出場する際、重複して県大会に出場する他の地域クラブ活動や中学校の監督・外部指導者（コーチ）になることはできない。

*** 地区予選会又は地域クラブ活動地区予選会においては、A地区B中の監督・外部指導者又は地域クラブ活動チームの監督として登録し、県大会においては、C地区D中の監督・外部指導者又は他の地域クラブ活動チームの監督として登録することは可能である。**

※上記、『埼玉県中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格等の特例について』の条件や「埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部『地域クラブ活動細則』」の要件に該当しない場合や、虚偽がある場合は大会への参加を認めません。また、虚偽が判明した場合は参加資格を取り消します。

4. 具体的な手続きについて

<1> 『埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部（埼玉県バドミントン協会中学の部）』HP

（<http://www.saibad.com/chuugaku/chuugaku.html>）より、下記データをダウンロードしてください。

- (1) 『令和7年度 埼玉県中体連バドミントン 地域クラブ活動の大会参加について（連絡）』（PDF ファイル） **※内容をよく確認してください。**

(2) 解説動画（※音声あり） <https://youtu.be/0UH1UbnFtyU> を視聴してください。

- (3) 『★令和7年度 埼玉県中学バドミントン 地域クラブ活動チーム版 申請ファイル【中学の部・中体連】』（Excel ファイル）

<2> 下記の団体登録手続きを行ってください。

- (1) データ送信：申請受付窓口の埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部担当者（関根冬藏）へ

*** 上記、<1> (3) 『★令和7年度 埼玉県中学バドミントン 地域クラブ活動チーム版 申請ファイル【中学の部・中体連】』（Excel ファイル）の各シートに必要な事項を入力しデータ送信する。**

【実施要項】資料4

※データ送信について 送信期間 4月3日(木)～18日(金) 厳守
送信先 bad.saitama.jhs@gmail.com (埼玉県中学バドミントン)

○シートの内容について

①データ入力用 『令和7年度 埼玉県中学 地域クラブ活動チーム版 団体基本情報』

- ・例に従って、必要事項を入力・選択してください。
- ・入力が完了後、ファイル名を【(協会登録用クラブチーム名を入力) 令和6年度 埼玉県中学 地域クラブ活動チーム版 団体基本情報】としてください。
- ・中学の部協会登録担当者が、当該チームの協会団体登録を行い完成版データを管理者(事務担当者)に送信します。年度当初のため返信までに約1週間程度かかります。
- ・管理者(事務担当者)は、返信されたデータに基づいて所属中学生の登録・年会費支払いを地域クラブ活動地区予選会代表者会前日までにしてください。

◎他の地域クラブ活動や中学校から会員登録を変更する場合には、

- ・変更前の地域クラブ活動又は中学校の管理者が該当者を脱退させる必要があります。(該当者本人又は変更後の管理者が、変更前の管理者に依頼し、脱退手続き終了の連絡を受けてください。)
- ・上記①終了後、変更後の地域クラブ活動の管理者が該当者を追加登録してください。

②中学の部保管用データ『令和7年度 埼玉県中学 地域クラブ活動チーム版 団体基本情報一覧表』

- ・埼玉県バドミントン協会中学の部でデータを保管します。
- ・県中体連への提出書類との整合性を確認するために、県中体連事務局とデータを共有させていただきます。

*シート③④⑤⑥を削除しないでください。

(2) 書類郵送：申請受付窓口の埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部担当者(関根冬藏)へ

*中学の部協会登録担当者から返信された上記、<1>(3)『★令和7年度 埼玉県中学バドミントン 地域クラブ活動チーム版 申請ファイル【中学の部・中体連】』(Excelファイル)の下記データをプリントアウトし郵送してください。作成した書類は必ず写しを保管しておいてください。

※提出書類の郵送について

提出期間 4月3日(水)～19日(金) 厳守

提出先 〒343-0025 越谷市大沢 659-1 越谷市立栄進中学校 関根冬藏 宛て
『令和6年度 地域クラブ活動 申請書』等 在中と明記してください。

◎提出する書類

○協会関係

③中学の部へ印刷提出用

『令和7年度 埼玉県中学地域クラブ活動チーム版 新規・更新 団体作成 申請兼誓約書』
・押印してください。

○中体連関係書類

④県中体連【様式1】『地域クラブ活動 大会参加登録申請書』 ・押印してください。

⑤県中体連【様式2】『同意書』 ・押印してください。

○バドミントン専門部で指定した書類

ア. 規約 *適切な組織の運営を行っていること。

イ. 月間活動計画書 *適切な休養日等を設定していること。
所属中学生個々の平日・休日の参加活動状況を明記すること。
(平日複数回は可、休日のみは不可)

ウ. 会計報告書(会計予算書) *適切な会計処理を行っていること。

エ. スポーツ傷害保険等の契約状況がわかるもの

*令和7年度保険料支払い会員名が明記されている文書・データのコピー等を提出。

オ. 会費集金一覧表の写し *会員の会費支払状況が明記されていること。
を提出すること。

<3> 県中体連団体登録：専門部より埼玉県中学校体育連盟へ認定依頼をします。

○県中体連：認定作業

※県中体連事務局からの認定通知送付後に下記の手続きをお願いします。

○認定された団体：指定の口座に登録料・手数料3,000円を振込(振込手数料は払込人負担)

<4> 県中体連の認定通知後、下記、大会(地区予選会)参加手続きを行ってください。作成した書類は必ず写しを保管しておいてください。

【実施要項】資料4

(1) 参加申請書提出：大会出場選手の所属中学校へ

⑥ 県中体連【様式3】

『地域クラブ活動大会参加申請書（学校用）』

※黄色セルに必要事項を入力・印刷し、大会に出場希望する所属中学生の通う学校長に事前連絡の上、保護者が中学校に出向き提出してください。その際、校長印押印の書類を受け取ってください。

⑦ 県中体連【様式4】

『申請書』

※黄色セルに必要事項を入力・印刷し、保護者押印の上、大会に出場希望する所属中学生の通う学校長に事前連絡の上、保護者が中学校に出向き提出してください。書類は、該当中学校保管となります。

(2) 参加申込書の提出：地域クラブ活動地区予選会担当者（関根）へ

※地域クラブ活動地区予選会代表者会の定めた日までに『★令和7年度 埼玉県中学バドミントン地域クラブ活動チーム版 申請ファイル【中学の部・中体連】』（Excel ファイル）のシート『◎地域クラブ活動地区予選会出場者名簿』に必要事項を入力して、Excel ファイルを関根宛 (bad.saitama.jhs@gmail.com) にメール送信してください。

※ファイル名を【(協会登録用クラブチーム名を入力) 地域クラブ活動地区予選会出場者名簿】としてください。他のシートは削除しないでください。

※埼玉県中学校体育連盟バドミントン専門部の担当者がデータを集約して、他の地域クラブ活動や中学校との重複がないかを確認します。

(3) 地域クラブ活動代表者会への参加

※地域クラブ活動地区予選会の開催に向けて、大会参加予定の地域クラブ活動チームの代表者会を開催し、大会実施方法について確認をします。

(4) 地域クラブ活動地区予選会への参加

① 引率教務、② 監督・コーチ業務、③ 競技役員（本部運営・審判）業務

<4> 下記、県大会参加手続きを行う。

(1) 参加申込書（データ）の提出：県大会出場決定後速やかにメール送信（担当者へ）

(2) 参加申込書（書面）の提出：代表者会において（担当者へ）

(3) 代表者会への参加

※出場する地域クラブチームの関係者（代表者・事務担当者（管理者）・指導者）が会議に参加します。

(4) 県大会への参加

① 引率業務、② 監督・コーチ業務、③ 競技役員（本部運営・審判）業務

※県大会に出場しない場合でも、競技役員（本部運営・審判）業務の地区割り振り分担業務があります。

<5> 下記大会の役員（本部運営・審判）業務の要請依頼（地区分担として）があります。

(1) 令和7年度埼玉中学オープンバドミントン大会（令和8年2月7日～8日）

5 参考資料

日本中学校体育連盟『参加資格の特例』（令和7年度）

◎ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

(1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連

【実施要項】資料4

盟の方針による)。

カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

③ 参加を認めない場合

ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

(3) 日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域クラブ活動の参加細則』

① 参加を認める種目

ア 男・女団体戦、男・女個人戦(シングルス・ダブルス)とする。

イ シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。

② 地域クラブ活動の要件

ア 地域クラブ活動の所属員は、代表者・事務担当者(日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者)・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人(20歳以上)とする。

イ 1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする。

③ 地域クラブ活動の所属員

ア 所属中学生

(ア) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会(地区大会、都道府県大会、ブロック大会等)に出場できるのは、一人1回のみである。

(イ) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。

イ 指導者を除く地域クラブ活動の所属員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。

④ 協会登録について

ア 大会への参加を希望する地域クラブ活動の所属員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。

イ 協会登録の際の注意点

(ア) 「団体登録申請書」において、

・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける

・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける

(イ) 協会登録する際に、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者・所属中学生は、重複して他の地域クラブ活動や中学校において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。

⑤ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について

ア 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格(3級以上)を取得していること。(取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること)

イ 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)

・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。

・コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。

⑥ ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件

ア 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。

⑦ 全国大会参加申込の際の要件

ア 監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)は、当該地域クラブ活動の所属員(代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。

イ 当該地域クラブ活動の所属員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)になることはできない。

【埼玉県中学校体育連盟 地域クラブ参加大会一覧】

	競技名	参加大会		備考
		支部大会	県大会	
1	陸上競技	○	○	
2	水泳競技	学総は支部から	新人は県から	
3	バスケットボール	参加を希望するチーム数による		
4	サッカー	○	○	
5	ハンドボール	○	○	
6	軟式野球	×	○	
7	体操競技	○	○	
8	新体操	○	○	
9	バレーボール	○	○	
10	ソフトテニス	×	○	
11	卓球	○	○	
12	バドミントン	×	○	
13	ソフトボール	○	○	
14	柔道	○	○	
15	剣道	×	○	
16	相撲	×	○	
17	スキー	×	○	
18	スケート	×	○	
19	ラグビー	○	○	
20	テニス	団体は県大会 個人は参加不可		

外部指導者の規程

当該校長が、下記の条件を満たした者を外部指導者として申請した場合は、埼玉県中学校体育連盟が主催及び主管とする各大会での技術指導及び引率・監督を認める。

記

1 外部指導者の資格

外部指導者とは、当該校長が人格・指導面において優れていると認めた者（満20歳以上）であり、学校の教育方針に基づき、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して運動部活動指導にあたっている者である。

2 複数の学校及び種目の外部指導者としてベンチ入りはできない。

但し、例外として、水泳飛込、体操競技、新体操、スケートについては安全確保等の補助の役割があり、複数校の外部コーチを認める。

3 当該校以外の中学校教職員は、外部指導者として大会に登録することは出来ない。

4 手続き、引率上の留意点等

(1) 大会に参加する学校（チーム）において、教員や部活動指導員による引率ができない状況が発生した場合、校長が適切であると承認した外部指導者（~~コーチ~~）の引率・監督を認める。なお、引率・監督をする場合、大会運営にも協力すること。外部指導者が引率・監督を務める場合は、所定の「外部指導者確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、代表者会議までに県中体連事務局へ提出する。

(2) ①引率時は、公の交通機関を利用する。

②外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

③引率に関わる外部指導者の費用は、原則として出場校の負担とする。

④大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

5 申請方法

(1) 申請は、各大会ごとの申込用紙「外部指導者」の欄に必要事項を記入する。

6 その他

(1) 外部指導者の身分保証は、当該校長が責任を負う。

(2) 規程違反や不適切な言動等があった場合は、不適格者として会長又は専門委員長より当該学校長に連絡し資格を取り消すことがある。

(3) この規程以外については、各大会要項及び専門部の規程により処置する。

(4) 4については、学校の事情により、日常指導している校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に外部指導者の引率・監督を認めるものではない。

付則 この規程は平成8年4月26日より施行する。

平成15年2月14日一部改定

平成19年4月25日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成29年4月26日一部改正

平成30年4月25日一部改正

令和2年4月28日一部改正

令和5年4月26日一部改正

令和6年2月16日一部改正

令和7年2月21日一部改正

埼玉県中学校体育連盟保護者引率細則

埼玉県中学校体育大会出場規定第2条（8）により中学校体育大会保護者引率について、次のように定める。

当該運動部が学校に設置されていない個人種目に生徒が希望し保護者から申し出があった場合、校長は次の処置を講ずることができる。
校長は、校長・教員が生徒を引率することにより学校運営等に支障があると判断した場合、「中学校体育大会保護者引率細則」に基づき申し出のあった保護者を引率者とすることができる。

1 保護者引率を認める個人種目

- | | | | |
|-----------|----------|-------------|------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操競技 | (3) 新体操 | (4) 水泳競技 |
| (5) 卓球 | (6) 柔道 | (7) 剣道 | (8) バドミントン |
| (9) 相撲 | (10) テニス | (11) ソフトテニス | (12) スキー |
| (13) スケート | | | |

※団体戦に出場した学校の個人戦における保護者引率は基本的に認めない。

※陸上競技・水泳のリレーは個人種目として取り扱わない。

(剣道・バドミントンは、団体戦・個人戦の参加種目が別日であれば、保護者引率を認める)

- 2 生徒は各支部の予選を通過する等、県大会出場が決定していなければならない。
- 3 申し出ることのできる保護者とは、家庭調査表（書）等により学校に届け出のあった保護者とする。
- 4 個人種目に該当するソフトテニス等はダブルスであるから、1人の生徒に1名の引率者（保護者）が付き計2名となる。兄弟姉妹の場合はその保護者1名でよい。
- 5 大会に出場するための手続き（大会参加に必要な書類の記入及び提出・代表者会議への出席・生徒への指導等）は校長が行う。
- 6 保護者が引率する場合、大会申込書の「保護者氏名・自宅電話・保険の加入」欄に記入する。
- 7 引率上の留意点・大会会場における留意点等。
- (1) 引率する上での留意点等
- ア 引率時は、公の交通機関を利用する。
- イ 引率上の責任はすべて保護者にあるので、生徒・保護者共に任意の傷害保険等に加入する。
- 加入についての手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。
- ウ 生徒の服装持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- エ 大会の結果と帰校報告を当日に行う。
- オ その他、引率に必要な留意点について校長又は教員が引率する保護者と面談の上指導する。
- (2) 大会会場における留意点等
- ア 大会要項に従い、決められた時刻に受付を済ませる。
- イ 大会開始から終了するまで、会場からでることはできない。
- ウ 打合せ会に出席し運営等について確認する。専門委員長の要請により、大会の運営に協力する。その際、旅費・旅費雑費等は支給されない。
- エ 競技に関して抗議等はできない。
- オ 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となる。
- カ ゴミ等は必ず自宅に持ち帰る。
- キ 荒天時等、保護者は会場に直接問い合わせることができない。
- 8 その他
- (1) 埼玉県中学校体育連盟が主催及び共催する下記大会に適用する。
- ア 学校総合体育大会
- イ 新人体育大会兼県民総合体育大会
- ウ 通信陸上競技県大会
- (2) 全国中学校体育大会の出場規定では、保護者の引率は認められていないので注意する。

付則 この細則は平成10年4月1日より施行する。

平成16年4月23日一部改正

平成22年4月27日一部改正

平成25年4月23日一部改正

平成28年4月27日一部改正

令和2年4月28日一部改正